

地方税の取扱い

税 目	調 整 方 針 案	ページ
個人市町村民税	新潟市の制度に統一する。 ただし、均等割については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。なお、この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く2年度は500円加算した税額とする。	2
法人市町村民税	新潟市の制度に統一する。 ただし、法人税割については、新潟市より税率が低い場合は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。なお、この場合、合併年度及びこれに続く3年度は現行のとおりとする。	4
固定資産税	新潟市の制度に統一する。	6
軽自動車税	新潟市の制度に統一する。	8
市町村たばこ税	新潟市の制度に統一する。	12
鉱産税	新潟市の制度に統一する。	14
特別土地保有税	新潟市の制度に統一する。	16
入湯税	新潟市の制度に統一する。	18
事業所税	新潟市の制度を適用する。 ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度及びこれに続く2年度は課税をしないこととし、その翌年度は2分の1の税率とする。	20
都市計画税	新潟市の制度に統一する。 ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く4年度は段階的に調整した税率とする。	22

合併特例法に規定されている協議事項
 地方税の取扱い
 個人市町村民税

新潟市	新津市	白根市	豊栄市														
<p>1 納税義務者 (1) 市内に住所を有する個人 …… 均等割+所得割 (2) 1月1日現在, 市内に事務所, 事業所, 家屋敷を有する個人で, 市内に住所を有しない者 …… 均等割</p> <p>2 均等割 (1) 税率 …… 3,000円/年 (2) 非課税基準 …… (本人+扶養者数)×315,000円 [扶養者がいる場合は216,000円加算]</p> <p>3 所得割 (1) 税率 …… 標準税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課税標準額</th> <th colspan="2">市民税</th> </tr> <tr> <th>税率</th> <th>速算控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>3%</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>200万円を超え700万円以下</td> <td>8%</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える場合</td> <td>10%</td> <td>240,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非課税基準 …… (本人+扶養者数)×350,000円 [扶養者がいる場合は360,000円加算]</p> <p>4 所得割の課税標準 前年中の総所得金額, 退職所得金額, 山林所得金額で所得税法第22条第2項又は第3項の計算の例によって算定する。</p> <p>5 納期 第1期 6月16日～ 6月30日 第2期 8月16日～ 8月31日 第3期 10月16日～10月31日 第4期 翌年1月16日～ 1月31日</p>	課税標準額	市民税		税率	速算控除額	200万円以下	3%	0円	200万円を超え700万円以下	8%	100,000円	700万円を超える場合	10%	240,000円	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 均等割 (1) 税率 …… 2,500円/年 (2) 非課税基準 …… (本人+扶養者数)×280,000円 [扶養者がいる場合は192,000円加算]</p> <p>3 所得割 新潟市と同じ</p> <p>4 所得割の課税標準 新潟市と同じ</p> <p>5 納期 新潟市と同じ</p>	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 均等割 (1) 税率 …… 2,000円/年 (2) 非課税基準 …… (本人+扶養者数)×280,000円 [扶養者がいる場合は192,000円加算]</p> <p>3 所得割 新潟市と同じ</p> <p>4 所得割の課税標準 新潟市と同じ</p> <p>5 納期 新潟市と同じ</p>	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 均等割 (1) 税率 …… 2,000円/年 (2) 非課税基準 …… (本人+扶養者数)×280,000円 [扶養者がいる場合は192,000円加算]</p> <p>3 所得割 新潟市と同じ</p> <p>4 所得割の課税標準 新潟市と同じ</p> <p>5 納期 新潟市と同じ</p>
課税標準額		市民税															
	税率	速算控除額															
200万円以下	3%	0円															
200万円を超え700万円以下	8%	100,000円															
700万円を超える場合	10%	240,000円															
西川町	味方村	潟東村	月潟村														
<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 均等割 (1) 税率 …… 2,000円/年 (2) 非課税基準 …… (本人+扶養者数)×280,000円 [扶養者がいる場合は192,000円加算]</p> <p>3 所得割 新潟市と同じ</p> <p>4 所得割の課税標準 新潟市と同じ</p> <p>5 納期 新潟市と同じ</p>	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 均等割 (1) 税率 …… 2,000円/年 (2) 非課税基準 …… (本人+扶養者数)×280,000円 [扶養者がいる場合は192,000円加算]</p> <p>3 所得割 新潟市と同じ</p> <p>4 所得割の課税標準 新潟市と同じ</p> <p>5 納期 新潟市と同じ</p>	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 均等割 (1) 税率 …… 2,000円/年 (2) 非課税基準 …… (本人+扶養者数)×280,000円 [扶養者がいる場合は192,000円加算]</p> <p>3 所得割 新潟市と同じ</p> <p>4 所得割の課税標準 新潟市と同じ</p> <p>5 納期 新潟市と同じ</p>	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 均等割 (1) 税率 …… 2,000円/年 (2) 非課税基準 …… (本人+扶養者数)×280,000円 [扶養者がいる場合は192,000円加算]</p> <p>3 所得割 新潟市と同じ</p> <p>4 所得割の課税標準 新潟市と同じ</p> <p>5 納期 第1期 6月16日～ 6月30日 第2期 8月16日～ 8月31日 第3期 10月16日～10月31日 第4期 12月16日～12月25日</p>														

合併特例法に規定されている協議事項
 地方税の取扱い
 個人市町村民税

小須戸町	横越町	亀田町	岩室村
1 納税義務者 新潟市と同じ 2 均等割 (1) 税率 …………… 2,000円/年 (2) 非課税基準 …………… (本人+扶養者数)×280,000円 [扶養者がいる場合は192,000円加算] 3 所得割 新潟市と同じ 4 所得割の課税標準 新潟市と同じ 5 納期 第1期 6月16日～6月30日 第2期 8月16日～8月31日 第3期 10月16日～10月31日 第4期 12月16日～12月31日	1 納税義務者 新潟市と同じ 2 均等割 (1) 税率 …………… 2,000円/年 (2) 非課税基準 …………… (本人+扶養者数)×280,000円 [扶養者がいる場合は192,000円加算] 3 所得割 新潟市と同じ 4 所得割の課税標準 新潟市と同じ 5 納期 第1期 6月16日～6月30日 第2期 8月16日～8月31日 第3期 10月16日～10月31日 第4期 12月16日～12月31日	1 納税義務者 新潟市と同じ 2 均等割 (1) 税率 …………… 2,000円/年 (2) 非課税基準 …………… (本人+扶養者数)×280,000円 [扶養者がいる場合は192,000円加算] 3 所得割 新潟市と同じ 4 所得割の課税標準 新潟市と同じ 5 納期 第1期 6月16日～6月30日 第2期 8月16日～8月31日 第3期 10月16日～10月31日 第4期 12月16日～12月31日	1 納税義務者 新潟市と同じ 2 均等割 (1) 税率 …………… 2,000円/年 (2) 非課税基準 …………… (本人+扶養者数)×280,000円 [扶養者がいる場合は192,000円加算] 3 所得割 新潟市と同じ 4 所得割の課税標準 新潟市と同じ 5 納期 第1期 6月16日～6月30日 第2期 8月16日～8月31日 第3期 11月16日～11月30日 第4期 翌年1月16日～1月31日
中之口村			
1 納税義務者 新潟市と同じ 2 均等割 (1) 税率 …………… 2,000円/年 (2) 非課税基準 …………… (本人+扶養者数)×280,000円 [扶養者がいる場合は192,000円加算] 3 所得割 新潟市と同じ 4 所得割の課税標準 新潟市と同じ 5 納期 新潟市と同じ			

合併特例法に規定されている協議事項
 地方税の取扱い
 法人市町村民税

新潟市	新津市	白根市	豊栄市																															
<p>1 納税義務者 (1) 市内に事務所又は事業所を有する法人 … 均等割+法人税割 (2) 市内に寮, 宿泊所, クラブ, その他これらに類する施設を有する法人で, 市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所, 事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの … 均等割</p> <p>2 均等割 ……………… 標準税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円を超える法人</td> <td>50人超</td> <td>3,000千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超～50億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>1,750千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超～10億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>400千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超～1億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>150千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>120千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50千円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 法人税割 (1) 法人税額×14.7% (2) 課税の特例 資本等の金額が1千万円未満で, かつ法人税額が年210万円未満の法人 …………… 13.5%</p> <p>4 納期 事業年度終了の日の翌日から2カ月以内</p>	資本等の金額	従業者数	税率	50億円を超える法人	50人超	3,000千円	50人以下	410千円	10億円超～50億円以下の法人	50人超	1,750千円	50人以下	410千円	1億円超～10億円以下の法人	50人超	400千円	50人以下	160千円	1千万円超～1億円以下の法人	50人超	150千円	50人以下	130千円	1千万円以下の法人	50人超	120千円	50人以下	50千円	上記以外の法人等		50千円	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 均等割 新潟市と同じ</p> <p>3 法人税割 (1) 法人税額×14.7% (2) 課税の特例 制度なし</p> <p>4 納期 新潟市と同じ</p>	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 均等割 新潟市と同じ</p> <p>3 法人税割 (1) 法人税額×14.7% (2) 課税の特例 制度なし</p> <p>4 納期 新潟市と同じ</p>	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 均等割 新潟市と同じ</p> <p>3 法人税割 (1) 法人税額×14.7% (2) 課税の特例 制度なし</p> <p>4 納期 新潟市と同じ</p>
資本等の金額	従業者数	税率																																
50億円を超える法人	50人超	3,000千円																																
	50人以下	410千円																																
10億円超～50億円以下の法人	50人超	1,750千円																																
	50人以下	410千円																																
1億円超～10億円以下の法人	50人超	400千円																																
	50人以下	160千円																																
1千万円超～1億円以下の法人	50人超	150千円																																
	50人以下	130千円																																
1千万円以下の法人	50人超	120千円																																
	50人以下	50千円																																
上記以外の法人等		50千円																																
西川町	味方村	潟東村	月潟村																															
<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 均等割 新潟市と同じ</p> <p>3 法人税割 (1) 法人税額×12.3%(標準税率) (2) 課税の特例 制度なし</p> <p>4 納期 新潟市と同じ</p>	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 均等割 新潟市と同じ</p> <p>3 法人税割 (1) 法人税額×12.3%(標準税率) (2) 課税の特例 制度なし</p> <p>4 納期 新潟市と同じ</p>	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 均等割 新潟市と同じ</p> <p>3 法人税割 (1) 法人税額×12.3%(標準税率) (2) 課税の特例 制度なし</p> <p>4 納期 新潟市と同じ</p>	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 均等割 新潟市と同じ</p> <p>3 法人税割 (1) 法人税額×14.7% (2) 課税の特例 制度なし</p> <p>4 納期 新潟市と同じ</p>																															

合併特例法に規定されている協議事項
 地方税の取扱い
 法人市町村民税

小須戸町	横越町	亀田町	岩室村
1 納税義務者 新潟市と同じ 2 均等割 新潟市と同じ 3 法人税割 (1) 法人税額×12.3%(標準税率) (2) 課税の特例 制度なし 4 納期 新潟市と同じ	1 納税義務者 新潟市と同じ 2 均等割 新潟市と同じ 3 法人税割 (1) 法人税額×14.7% (2) 課税の特例 制度なし 4 納期 新潟市と同じ	1 納税義務者 新潟市と同じ 2 均等割 新潟市と同じ 3 法人税割 (1) 法人税額×13.5% (2) 課税の特例 制度なし 4 納期 新潟市と同じ	1 納税義務者 新潟市と同じ 2 均等割 新潟市と同じ 3 法人税割 (1) 法人税額×14.7% (2) 課税の特例 制度なし 4 納期 新潟市と同じ
中之口村			
1 納税義務者 新潟市と同じ 2 均等割 新潟市と同じ 3 法人税割 (1) 法人税額×12.3%(標準税率) (2) 課税の特例 制度なし 4 納期 新潟市と同じ			

合併特例法に規定されている協議事項
 地方税の取扱い
 固定資産税

新潟市	新津市	白根市	豊栄市
<p>1 納税義務者 1月1日現在、市内に所在する固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者</p> <p>2 課税標準 (1) 1月1日現在における当該固定資産の価格 (2) 課税標準の特例 国際観光ホテル整備法第3条又は第18条第1項により、登録を受けたホテル業又は旅館業の用に供する家屋のうち、登録部分に課する課税標準を100分の50の額とする。</p> <p>3 税率 (1) 1.4%(標準税率) (2) 税率の特例 都市再開発法第138条第1項の規定の適用を受ける耐火建築物に対する税率は、新たに課されることとなった年度から5年間に限り3分の2とする。</p> <p>4 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円</p> <p>5 納期 第1期 4月16日～ 4月30日 第2期 7月16日～ 7月31日 第3期 12月16日～12月28日 第4期 翌年2月16日～ 2月 末日</p>	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 課税標準 (1) 1月1日現在における当該固定資産の価格 (2) 課税標準の特例 制度なし</p> <p>3 税率 (1) 1.4%(標準税率) (2) 税率の特例 制度なし</p> <p>4 免税点 新潟市と同じ</p> <p>5 納期 新潟市と同じ</p>	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 課税標準 (1) 1月1日現在における当該固定資産の価格 (2) 課税標準の特例 制度なし</p> <p>3 税率 (1) 1.4%(標準税率) (2) 税率の特例 制度なし</p> <p>4 免税点 新潟市と同じ</p> <p>5 納期 第1期 4月16日～ 4月30日 第2期 7月16日～ 7月31日 第3期 9月16日～ 9月30日 第4期 12月16日～ 12月28日</p>	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 課税標準 (1) 1月1日現在における当該固定資産の価格 (2) 課税標準の特例 制度なし</p> <p>3 税率 (1) 1.4%(標準税率) (2) 税率の特例 制度なし</p> <p>4 免税点 新潟市と同じ</p> <p>5 納期 第1期 4月16日～ 4月30日 第2期 7月16日～ 7月31日 第3期 9月16日～ 9月30日 第4期 12月16日～ 12月25日</p>
西川町	味方村	潟東村	月潟村
<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 課税標準 (1) 1月1日現在における当該固定資産の価格 (2) 課税標準の特例 制度なし</p> <p>3 税率 (1) 1.4%(標準税率) (2) 税率の特例 制度なし</p> <p>4 免税点 新潟市と同じ</p> <p>5 納期 第1期 4月16日～ 4月30日 第2期 7月16日～ 7月31日 第3期 12月16日～12月25日 第4期 翌年2月16日～ 2月末日</p>	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 課税標準 (1) 1月1日現在における当該固定資産の価格 (2) 課税標準の特例 制度なし</p> <p>3 税率 (1) 1.4%(標準税率) (2) 税率の特例 制度なし</p> <p>4 免税点 新潟市と同じ</p> <p>5 納期 第1期 4月16日～ 4月30日 第2期 7月16日～ 7月31日 第3期 12月16日～12月25日 第4期 翌年2月16日～ 2月 末日</p>	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 課税標準 (1) 1月1日現在における当該固定資産の価格 (2) 課税標準の特例 制度なし</p> <p>3 税率 (1) 1.4%(標準税率) (2) 税率の特例 制度なし</p> <p>4 免税点 新潟市と同じ</p> <p>5 納期 第1期 5月15日～ 6月2日 第2期 7月15日～ 7月31日 第3期 12月15日～12月25日 第4期 翌年2月15日～ 3月1日</p>	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 課税標準 (1) 1月1日現在における当該固定資産の価格 (2) 課税標準の特例 制度なし</p> <p>3 税率 (1) 1.4%(標準税率) (2) 税率の特例 制度なし</p> <p>4 免税点 新潟市と同じ</p> <p>5 納期 第1期 4月16日～ 4月30日 第2期 7月16日～ 7月31日 第3期 10月16日～10月31日 第4期 12月16日～12月25日</p>

合併特例法に規定されている協議事項
 地方税の取扱い
 固定資産税

小須戸町	横越町	亀田町	岩室村
1 納税義務者 新潟市と同じ 2 課税標準 (1) 1月1日現在における当該固定資産の価格 (2) 課税標準の特例 制度なし 3 税率 (1) 1.4%(標準税率) (2) 税率の特例 制度なし 4 免税点 新潟市と同じ 5 納期 第1期 4月16日～ 4月30日 第2期 7月16日～ 7月31日 第3期 9月16日～ 9月30日 第4期 11月16日～11月30日	1 納税義務者 新潟市と同じ 2 課税標準 (1) 1月1日現在における当該固定資産の価格 (2) 課税標準の特例 制度なし 3 税率 (1) 1.4%(標準税率) (2) 税率の特例 制度なし 4 免税点 新潟市と同じ 5 納期 第1期 4月16日～ 4月30日 第2期 7月16日～ 7月31日 第3期 9月16日～ 9月30日 第4期 11月16日～11月30日	1 納税義務者 新潟市と同じ 2 課税標準 (1) 1月1日現在における当該固定資産の価格 (2) 課税標準の特例 制度なし 3 税率 (1) 1.4%(標準税率) (2) 税率の特例 制度なし 4 免税点 新潟市と同じ 5 納期 第1期 4月16日～ 4月30日 第2期 7月16日～ 7月31日 第3期 9月16日～ 9月30日 第4期 11月16日～11月30日	1 納税義務者 新潟市と同じ 2 課税標準 (1) 1月1日現在における当該固定資産の価格 (2) 課税標準の特例 制度なし 3 税率 (1) 1.4%(標準税率) (2) 税率の特例 制度なし 4 免税点 新潟市と同じ 5 納期 第1期 4月16日～ 4月30日 第2期 7月16日～ 7月31日 第3期 10月16日～ 10月31日 第4期 12月16日～ 12月25日
中之口村			
1 納税義務者 新潟市と同じ 2 課税標準 (1) 1月1日現在における当該固定資産の価格 (2) 課税標準の特例 制度なし 3 税率 (1) 1.4%(標準税率) (2) 税率の特例 制度なし 4 免税点 新潟市と同じ 5 納期 第1期 4月16日～ 4月30日 第2期 7月16日～ 7月31日 第3期 12月16日～12月25日 第4期 翌年2月16日～2月末日			

合併特例法に規定されている協議事項
 地方税の取扱い
 軽自動車税

新潟市	新津市	白根市	豊栄市
<p>1 納税義務者</p> <p>軽自動車等(原動機付自転車, 軽自動車, 小型特殊自動車及び二輪の小型自動車)の所有者</p> <p>2 軽自動車税の非課税</p> <p>日本赤十字社が所有する救急用軽自動車等</p> <p>3 軽自動車税の免除</p> <p>商品であって, 使用しない軽自動車等</p> <p>4 税率 別紙</p> <p>5 賦課期日及び納期</p> <p>(1) 賦課期日 …… 4月1日</p> <p>(2) 納期 …… 5月16日~5月31日</p>	<p>新潟市と同じ</p>	<p>新潟市と同じ</p>	<p>新潟市と同じ</p>
西川町	味方村	潟東村	月潟村
<p>新潟市と同じ</p>	<p>新潟市と同じ</p>	<p>新潟市と同じ</p>	<p>新潟市と同じ</p>

合併特例法に規定されている協議事項
地方税の取扱い
軽自動車税

小須戸町	横越町	亀田町	岩室村
新潟市と同じ	新潟市と同じ	新潟市と同じ	新潟市と同じ
中之口村			
新潟市と同じ			

(別紙)

新潟市				新津市				白根市				豊栄市																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th>年税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原 動 機 付 自 転 車</td> <td colspan="2">総排気量0.05リットル以下又は出力0.6キロワット以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪で総排気量0.09リットル以下又は出力0.8キロワット以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪で総排気量0.09リットル超又は出力0.8キロワット超</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪で総排気量0.02リットル超又は出力0.25キロワット超</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">軽自動車 及び 小型特殊 自動車</td> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>二輪のもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>三輪のもの</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽自動車 (四輪)</td> <td>乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">雪上車</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊 自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>二輪小型 自動車</td> <td colspan="3">4,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分			年税額	原 動 機 付 自 転 車	総排気量0.05リットル以下又は出力0.6キロワット以下		1,000円	二輪で総排気量0.09リットル以下又は出力0.8キロワット以下		1,200円	二輪で総排気量0.09リットル超又は出力0.8キロワット超		1,600円	三輪で総排気量0.02リットル超又は出力0.25キロワット超		2,500円	軽自動車 及び 小型特殊 自動車	軽自動車	二輪のもの	2,400円	三輪のもの	3,100円	軽自動車 (四輪)	乗用	営業用	5,500円		自家用	7,200円	貨物	営業用	3,000円	自家用	4,000円	雪上車		2,400円	小型特殊 自動車	農耕作業用	1,600円	その他のもの	4,700円	二輪小型 自動車	4,000円			新潟市と同じ				新潟市と同じ				新潟市と同じ			
区 分			年税額																																																											
原 動 機 付 自 転 車	総排気量0.05リットル以下又は出力0.6キロワット以下		1,000円																																																											
	二輪で総排気量0.09リットル以下又は出力0.8キロワット以下		1,200円																																																											
	二輪で総排気量0.09リットル超又は出力0.8キロワット超		1,600円																																																											
	三輪で総排気量0.02リットル超又は出力0.25キロワット超		2,500円																																																											
軽自動車 及び 小型特殊 自動車	軽自動車	二輪のもの	2,400円																																																											
		三輪のもの	3,100円																																																											
	軽自動車 (四輪)	乗用	営業用	5,500円																																																										
			自家用	7,200円																																																										
	貨物	営業用	3,000円																																																											
		自家用	4,000円																																																											
	雪上車		2,400円																																																											
小型特殊 自動車	農耕作業用	1,600円																																																												
	その他のもの	4,700円																																																												
二輪小型 自動車	4,000円																																																													
新潟市と同じ																																																														
西川町				味方村				潟東村				月潟村																																																		
新潟市と同じ				新潟市と同じ				新潟市と同じ				新潟市と同じ																																																		

(別紙)

小須戸町	横越町	亀田町	岩室村
新潟市と同じ	新潟市と同じ	新潟市と同じ	新潟市と同じ
中之口村			
新潟市と同じ			

合併特例法に規定されている協議事項
 地方税の取扱い
 市町村たばこ税

新潟市	新津市	白根市	豊栄市
<p>1 納税義務者</p> <p>製造たばこの製造者, 特定販売業者又は卸売販売業者</p> <p>2 税 率</p> <p>(1) 紙巻たばこ 1,000本につき…………… 2,977円 (2) 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき……1,412円</p> <p>3 納 期</p> <p>前月中に小売販売業者に売り渡した製造たばこの課税標準数量, 税額など記載した申告書を当月末日までに提出し, その税額を納付する。</p>	<p>新潟市と同じ</p>	<p>新潟市と同じ</p>	<p>新潟市と同じ</p>
西川町	味方村	潟東村	月潟村
<p>新潟市と同じ</p>	<p>新潟市と同じ</p>	<p>新潟市と同じ</p>	<p>新潟市と同じ</p>

合併特例法に規定されている協議事項
地方税の取扱い
市町村たばこ税

小須戸町	横越町	亀田町	岩室村
新潟市と同じ	新潟市と同じ	新潟市と同じ	新潟市と同じ
中之口村			
新潟市と同じ			

合併特例法に規定されている協議事項
 地方税の取扱い
 鉱産税

新潟市	新津市	白根市	豊栄市
<p>1 納税義務者</p> <p>鉱物の掘採の事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、その鉱業者に課する。</p> <p>2 税率</p> <p>鉱物の価格の1/100とする。ただし、1カ月に掘採した鉱物の価格が200万円以下である場合は、その税率は、0.7/100とする。</p> <p>3 納期</p> <p>前月中に掘採した鉱物の数量、価格、税額等を記載した申告書を当月15日から末日までに提出し、その税額を納付する。</p>	<p>新潟市と同じ</p>	<p>新潟市と同じ</p>	<p>新潟市と同じ</p>
西川町	味方村	潟東村	月潟村
<p>新潟市と同じ</p>	<p>新潟市と同じ</p>	<p>新潟市と同じ</p>	<p>新潟市と同じ</p>

合併特例法に規定されている協議事項
 地方税の取扱い
 鉱産税

小須戸町	横越町	亀田町	岩室村
新潟市と同じ	新潟市と同じ	新潟市と同じ	新潟市と同じ
中之口村			
新潟市と同じ			

合併特例法に規定されている協議事項
 地方税の取扱い
 特別土地保有税

新潟市	新津市	白根市	豊栄市
1 納税義務者 土地の保有又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者 2 課税標準 土地の取得価額 3 税率 (1) 保有分1.4% (2) 取得分3.0% 4 免税点 5,000㎡ 5 申告納付 (1) 保有分 1月1日において、基準面積以上の土地所有者は、その年の5月31日 (2) 取得分 1月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者は、その年の2月末日 7月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者は、その年の8月31日 ※平成15年度より課税停止	新潟市と同じ ※平成15年度より課税停止	新潟市と同じ ※平成15年度より課税停止	新潟市と同じ ※平成15年度より課税停止
西川町	味方村	潟東村	月潟村
新潟市と同じ ※平成15年度より課税停止	1 納税義務者 新潟市と同じ 2 課税標準 新潟市と同じ 3 税率 新潟市と同じ 4 免税点 10,000㎡ 5 申告納付 新潟市と同じ ※平成15年度より課税停止	1 納税義務者 新潟市と同じ 2 課税標準 新潟市と同じ 3 税率 新潟市と同じ 4 免税点 10,000㎡ 5 申告納付 新潟市と同じ ※平成15年度より課税停止	1 納税義務者 新潟市と同じ 2 課税標準 新潟市と同じ 3 税率 新潟市と同じ 4 免税点 10,000㎡ 5 申告納付 新潟市と同じ ※平成15年度より課税停止

合併特例法に規定されている協議事項
 地方税の取扱い
 特別土地保有税

小須戸町	横越町	亀田町	岩室村
<p style="text-align: center;">新潟市と同じ</p> <p style="text-align: center;">※平成15年度より課税停止</p>	<p style="text-align: center;">新潟市と同じ</p> <p style="text-align: center;">※平成15年度より課税停止</p>	<p style="text-align: center;">新潟市と同じ</p> <p style="text-align: center;">※平成15年度より課税停止</p>	<p style="text-align: center;">新潟市と同じ</p> <p style="text-align: center;">※平成15年度より課税停止</p>
中之口村			
<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 課税標準 新潟市と同じ</p> <p>3 税率 新潟市と同じ</p> <p>4 免税点 10,000㎡</p> <p>5 申告納付 新潟市と同じ</p> <p style="text-align: center;">※平成15年度より課税停止</p>			

合併特例法に規定されている協議事項
 地方税の取扱い
 入湯税

新潟市	新津市	白根市	豊栄市
<p>1 納税義務者</p> <p>環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。</p> <p>2 税率</p> <p>入湯するもの1人1日について150円</p> <p>3 課税免除</p> <p>(1) 年齢12歳未満の者の入湯 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場における入湯 (3) 病気療養のための入湯で、10日以上引き続き入湯する場合における11日目以後の入湯 (4) 新潟市老人福祉センター黒埼荘での入湯</p> <p>4 入湯税の徴収方法</p> <p>(1) 入湯税の徴収方法は、特別徴収の方法により、その特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。 (2) 特別徴収義務者は、毎月15日までに前月中において徴収すべき入湯税を申告納入する。</p>	<p>制度なし</p>	<p>1 納税義務者</p> <p>新潟市と同じ</p> <p>2 税率</p> <p>新潟市と同じ</p> <p>3 課税免除</p> <p>(1) 年齢12歳未満の者の入湯 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場における入湯 (3) 病気療養のための入湯で、10日以上引き続き入湯する場合における11日目以後の入湯</p> <p>4 入湯税の徴収方法</p> <p>新潟市と同じ</p>	<p>制度なし</p>
西川町	味方村	潟東村	月潟村
<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>

合併特例法に規定されている協議事項
 地方税の取扱い
 入湯税

小須戸町	横越町	亀田町	岩室村
<p>1 納税義務者</p> <p>新潟市と同じ</p> <p>2 税率</p> <p>新潟市と同じ</p> <p>3 課税免除</p> <p>(1) 年齢12歳未満の者の入湯 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場における入湯 (3) 病気療養のための入湯で、10日以上引き続き入湯する場合における11日目以後の入湯</p> <p>4 入湯税の徴収方法</p> <p>新潟市と同じ</p>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>	<p>1 納税義務者</p> <p>環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。</p> <p>2 税率</p> <p>新潟市と同じ</p> <p>3 課税免除</p> <p>(1) 年齢12歳未満の者の入湯 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場における入湯 (3) 病気療養のための入湯で、10日以上引き続き入湯する場合における11日目以後の入湯</p> <p>4 入湯税の徴収方法</p> <p>新潟市と同じ</p>
中之口村			
<p>制度なし</p>			

合併特例法に規定されている協議事項
 地方税の取扱い
 事業所税

新潟市	新津市	白根市	豊栄市
<p>1 納税義務者 都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事務所又は事業所において法人若しくは個人の行う事業に対し、当該事業を行う者に課する。</p> <p>2 課税標準 (1)資産割 …… 事業所用家屋の床面積 (2)従業者割 …… 従業者給与総額</p> <p>3 税率 (1)資産割 …… 1㎡あたり600円 (2)従業者割 …… 従業者給与総額の0.25%</p> <p>4 免税点 (1)資産割 …… 事業所用家屋の床面積 1,000㎡以下 (2)従業者割 …… 従業者の合計数 100人以下</p> <p>5 申告納付 (1)法人は、各事業年度終了の日から2カ月以内に申告納付 (2)個人は、その年の翌年3月15日までに申告納付</p> <p>※事業所税は、道路、上・下水道、公園、教育文化施設などの整備にあてる目的税であり、都、指定都市(その周辺都市)及び人口30万人以上の都市で課税している。</p>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>
西川町	味方村	潟東村	月潟村
<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>

合併特例法に規定されている協議事項
地方税の取扱い
事業所税

小須戸町	横越町	亀田町	岩室村
制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
中之口村			
制度なし			

合併特例法に規定されている協議事項
 地方税の取扱い
 都市計画税

新潟市	新津市	白根市	豊栄市
<p>1 納税義務者 都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、土地又は家屋の所有者に課する。</p> <p>2 税率 0.28%</p> <p>3 納期（固定資産税と同じ） 第1期 4月16日～ 4月30日 第2期 7月16日～ 7月31日 第3期 12月16日～12月28日 第4期 翌年2月16日～ 2月 末日</p>	<p>制度なし</p>	<p>1 納税義務者 都市下水道整備に要する費用に充てるため、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち同法第7条第1項に規定する都市下水道受益区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。</p> <p>2 税率 0.14%</p> <p>3 納期（固定資産税と同じ） 第1期 4月16日～ 4月30日 第2期 7月16日～ 7月31日 第3期 9月16日～ 9月30日 第4期 12月16日～ 12月28日</p>	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 税率 0.25%</p> <p>3 納期（固定資産税と同じ） 第1期 4月16日～ 4月30日 第2期 7月16日～ 7月31日 第3期 9月16日～ 9月30日 第4期 12月16日～ 12月25日</p>
西川町	味方村	潟東村	月潟村
<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>

合併特例法に規定されている協議事項
 地方税の取扱い
 都市計画税

小須戸町	横越町	亀田町	岩室村
制度なし	制度なし	1 納税義務者 新潟市と同じ 2 税率 0.2% 3 納期（固定資産税と同じ） 第1期 4月16日～ 4月30日 第2期 7月16日～ 7月31日 第3期 9月16日～ 9月30日 第4期 11月16日～11月30日	制度なし
中之口村			
制度なし			

(参 考)

不 均 一 課 税 (案)

税目	調整方針	市町村	現行	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
個人市町村民税 (均等割)	新潟市の制度に統一する。 ただし、均等割については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。 なお、この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く2年度は500円加算した税額とする。	新潟市	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
		新津市	2,500円	2,500円	3,000円	3,000円	3,000円
		他11市町村	2,000円	2,000円	2,500円	2,500円	3,000円
法人市町村民税 (法人税割)	新潟市の制度に統一する。 ただし、法人税割については、新潟市より税率が低い場合は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。 なお、この場合、合併年度及びこれに続く3年度は現行のとおりとする。	新潟市、新津市、白根市、豊栄市、横越町、岩室村、月潟村	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%
		小須戸町、西川町、味方村、潟東村、中之口村	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	14.7%
		亀田町	13.5%	13.5%	13.5%	13.5%	14.7%
事業所税	新潟市の制度を適用する。 ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。 なお、この場合、合併年度及びこれに続く2年度は課税をしないこととし、その翌年度は2分の1の税率とする。	新潟市	資産割 600円/㎡ 従業者割 給与総額の 0.25%	資産割 600円/㎡ 従業者割 給与総額の 0.25%	資産割 600円/㎡ 従業者割 給与総額の 0.25%	資産割 600円/㎡ 従業者割 給与総額の 0.25%	資産割 600円/㎡ 従業者割 給与総額の 0.25%
		12市町村	課税なし	課税なし	課税なし	資産割 300円/㎡ 従業者割 給与総額の 0.125%	資産割 600円/㎡ 従業者割 給与総額の 0.25%

* 法人市民税(法人税割):新潟市は資本金1,000万円未満、法人税額210万円未満の法人は13.5%を適用

不 均 一 課 税 (案)

税目	調整方針	市町村	現行	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
都市計画税	新潟市の制度に統一する。 ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。 なお、この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く4年度は段階的に調整した税率とする。	新潟市	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%
		豊栄市	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	0.28%
		亀田町	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.22%	0.28%
		新津市、小須戸町、横越町	課税なし	0.00%	0.05%	0.11%	0.16%	0.22%	0.28%
		白根市、西川町、岩室村、味方村、潟東村、月潟村、中之口村	課税なし (白根市は15年度で廃止予定)	課税なし	課税なし (ただし、市街化区域が設定された場合は、0.05%)	課税なし (ただし、市街化区域が設定された場合は、0.11%)	課税なし (ただし、市街化区域が設定された場合は、0.16%)	課税なし (ただし、市街化区域が設定された場合は、0.22%)	課税なし (ただし、市街化区域が設定された場合は、0.28%)